アプルスこどもクラブ細則

本規約第１３条により、以下の細則を定めます。

１．対象児童について

（イ）１年～６年までの児童　特別支援学級の児童については対象となりません。(注 1)

（ロ）原則的に当クラブ学区内（南小学校）の児童、附属小の児童

(注 1) 当クラブは民間運営のクラブであり、発達障害等で細やかな支援を必要とする子どもさんに対し、専門の職員を配置する等の適切な支援や環境を与えることができません。しかし、そのような子どもさんにとって何より必要なのは、適切な支援と環境です。そのような支援・環境をご用意できない状態で保育をすることは無責任であると考え、当クラブではお預かりをお断りしております。また、診断がつかない場合でも、自身や友だちを傷つける、クラブの安全管理に著しく支障をきたす等の判断をした場合にも、お預かりはできません。１年生は学校生活が始まってから気づく場合も多いので、何か気がかりなことがある場合には、まず職員にご相談ください。

２．活動時間

月曜～金曜／下校時～１８時３０分　延長１９時３０分まで

土曜日／第１、第３、第５土曜　８時～１８時３０分　延長なし

長期休暇・振替休日／８時～１８時３０分　延長１９時３０分まで

３．閉所日　　○日曜日、祝日、第２・４土曜日、年度末

○お盆（８／１２～８／１６頃)、年末年始（１２／２９～１／４頃）

○当会で必要とみなした日

※年間予定表や毎月の利用届等でご確認ください。

４．会費について

（イ）入会金／入会時のみ　１名につき１０,０００円

（ロ）月会費／１６,５００円

※同時に在籍している場合、兄弟２人目から２,０００円割引

※月～金曜日の活動会費（年間経費を１２ヶ月等分)、おやつ、冷暖房、保険代含む

（ハ）土曜日会費／８時～１８時３０分まで　　昼食なし　１,０００円

（二）延長活動会費／１８時３０分～１９時３０分まで　　３０分毎３００円

（ホ）長期休暇･振替休日等の一日活動会費／８時～１３時までの分として　３００円

※弁当を注文された場合は、弁当代４００円が別途追加されます。

（ヘ）行事実費（アウトドア活動や特別活動のときの別途会費）／活動ごと　参加者のみ

（ト）上記の平常時を超える対応が長期間必要となった場合のみ、状況に応じて必要な保育費をご請求させていただくことがあります。

※感染症流行のため想定外の長期休校となった場合等

５．　会費納入方法

（イ）入会金／入会申込書に添えて納めてください。

（ロ）月会費／入会時の手続きにより、毎月２７日に当月分が口座引落となります。

（ハ）その他の会費／延長・追加料金等は月末締めとし、翌月に口座引落となります。

延長・追加料金等のご請求が発生したときは請求明細書をお渡しします。

６．　口座自動振替について

（イ）　口座振替日は毎月２７日です。２７日が土日祝にあたる場合は翌営業日（平日）が振替日となります。振替日が近くなりましたら口座残高をご確認ください。

（ロ）　お取引きを中止または再開をしたい場合は前月末までにお知らせください。

（ハ）　会費収納代行をリトレス（株）に依頼しております。

（ニ）　引落完了の通知はいたしません。記帳等の手段にてご確認ください。

通帳への印字は「アプルスカイヒ」となります。

７． 傷害保険について

	死　　亡	入 院 日 額	通 院 日 額
通 常 行 事	3000 万円 （後遺障害 最高 4500 万円）	4,000 円	1,500 円

（イ）規約第７条の保険は上記によって該当します。

（ロ）被保険者がこどもクラブ活動中やアプルスの行事開催中に負った、急激で偶然な外来の事故が対象となります。

（ハ）入院については入院１日目から、通院については治療日数２日以上の事故について１日目から補償されます。

（ニ）お預かり中のケガ等で病院を受診されたときは、必ず職員までお知らせください。

８．けがの処置、薬の扱い等について

お預かり中に、医行為にあたらないとされるもので以下の行為を行うことがあります。子どもさんの体質等により、してほしくない処置があるときは事前に申し出てください。新入会者であれば、入会申込書の健康面について書く欄に記入してください。事前の申し出がない場合は、ご了承いただいたものと判断いたします。

〇検温

〇軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置

・ガーゼで抑える、カットバンを貼る、患部を冷やす、固定する等

・湿布を貼ることはいたしません。

〇医薬品使用の介助

・市販の虫よけ薬、かゆみ止め薬を塗布すること

・医師の処方した軟膏を塗布すること

・医師の処方した内服薬を飲ませること

但し、１回の分量が誰にでもわかるように袋分けされているもののみ。

・医師の処方した目薬をさすこと

※いずれの場合も薬の種類や投薬、塗布の回数が多い場合は業務に差し支えるため、お断りいたします。

〇爪を切ること（伸びていて危ない場合）

〇歯や舌に触ること（ケガの程度を確認する、乳歯が抜けかかり手助けする必要がある等）

９．食物アレルギーについて

食物アレルギーがある場合は必ず事前に申し出てください。新入会者であれば、入会申込書に食物アレルギーがある旨を記入いただき、別添の書類にて詳細を記入いただくか、詳細がわかる書面を提出ください。おやつに提供可能な菓子のリストの作成をお願いする場合もあります。

１０．駐車場でのトラブルについて

駐車場での盗難、事故等についての責任は一切負いません。ドアの開閉、発車、駐車の際は周囲に十分ご注意ください。

１１．児童の外出時の責任について

事前に届け出たうえで、習い事での児童の外出を認めています。児童がクラブを出た後のできごとについては保護者の方の責任となり、クラブでは責任を負いかねますので予めご了承ください。

付則　　この細則は、本クラブが運営された日から施行します。

改正　　2011 年 12 月 1 日　2012 年 2 月 1 日　2012 年 4 月 1 日　2013 年 10 月 31 日
2015 年 11 月 1 日　2016 年 4 月 1 日　2016 年 9 月 1 日　2016 年 12 月 1 日
2017 年 4 月 1 日　2017 年 12 月 1 日　2018 年 4 月 1 日　2019 年 4 月 1 日
2020 年 4 月 1 日　2020 年 12 月 1 日　2021 年 12 月 1 日　2022 年 12 月 1 日
2023 年 12 月 1 日　2025 年 12 月 1 日　2027 年 4 月 1 日